

あかの民商ニュース

阿賀野民主商工会
阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二七・一五八

NO 1927

商売くらしに役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

医療費控除、保険等での補填が未確定

医療費控除を計算中に、生命保険等で補填される金額が翌年になった場合や、請求中の場合はどうすればよいのかと相談がありました。

受け取る保険金の額を見積もって、その見積額を支払った医療費から控除します。

医療費を補填する保険金等の額が医療費を支払った年分の確定申告書を提出する時までには確定していない場合には、受け取る保険金等の額を見積もり、その見積額を支払った医療費から控除します。

この場合、後日、その保険金等の確定額が、見積額と異なることとなったときは、遡ってその年分の医療費控除額を訂正します。(国税庁ホームページより)

各種控除証明書等どっかやった方

所得税の確定申告もあと半月程となりました。

添付書類や、証明書を大切にしまいすぎた方、必要書類と分けたつもりが、誤ってべっちゃった方、そんげんきてねーわねって方。どーせばいいかと相談がありますが、急いで再発行してもらいましょう。

収支計算・申告書作成会のご案内

収支計算はできましたでしょうか?また各種控除証明書は準備OKでしょうか。

民商2階を利用できるようにしておきしたので、各自おおぼらにして収支計算してみませんか。

3月2日(土)・3日(日)・9日(土)・10日(日)の午前中(9時~12時)は民商をあけておきます。

笹神支部・農民連申告相談会

日時 3月3日(土)
午前9時~午後3時
場所 ふれあい会館 談話室



譲渡所得について

昨年、機械を30万円で売却したが、どうすればよいかと相談がありました。

個人事業主が事業用の固定資産を売却した場合は総合課税の譲渡所得となります。

- 短期譲渡(所有期間が5年未満)
 - 長期譲渡(所有期間が5年以上)
- 計算式

● 譲渡価格(取得費+譲渡費用) - 特別控除額50万円

長期譲渡所得は2分の1が課税対象となります。

課税業者の場合、消費税申告に計上が必要です

譲渡所得に含まれないものもありますので、よく確認しましょう。

3・13重税反対全国統一行動阿賀野集会

- 日時 3月13日(水)
午後1時30分より
- 会場 水原公民館
3階 大会議室



集会後デモ行進を行い水原総合体育館玄関内で各種申告用紙を提出します。

下越病院土曜検診予約

- 日時 6月17日(土)
- 申込人数 2名のみ
- 申込〆 4月20日



能登半島地震の当面の支援について

全商連より、支援について連絡がありました。物資については現地購入できる状況になっていることから、当面は、災害支援募金の取り組みへのご協力が必要となります。ご協力をお願いします。

